

ふれあいメロディーの放送時間の変更

11月1日から、「ふれあいメロディー」(定時放送)の放送時間が変わります。

■放送時間 午後4時30分(11月～令和3年3月)

■地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

市道の現況測量を実施

道路台帳平面図補正のため、市道の現況測量を実施します。

■期間 11月～令和3年3月

■対象地区 市内全域

■道路管理課道路測量係 ☎042-387-9857

街路灯が点灯しないときはご連絡を

市が管理している街路灯には、設置している柱にピンク色の管理プレートで4桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都建設局北多摩摩南建設事務所小金井工区 ☎042-326-8862へご連絡ください。

※連絡を受けてから修理までは通常3日前後かかります

042-387-9857



子ども子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

市立中学校入学説明会

来年4月に市立中学校へ入学する生徒の保護者を対象に、入学説明会を、左表の日程で行います。

入学予定者は、平成20年4月2日～21年4月1日に生まれた方です。

■各中学校

Table with 5 columns: 学校名, とき, 入学説明会 (受付時刻, 開始時刻). Rows include 第一中学校, 第二中学校, 東中学校, 緑中学校, 南中学校.

※表中、電話番号は市外局番042を省略しています

成人学校子ども子育て支援親子で過ごすおうち時間のコミュニケーション

時12月3日(木)、令和3年1月14日(木)、2月15日(月)、3月8日(月) いずれも午前10時～正午 所公民館

貫井北分館講 福井里江さん (東京学芸大学准教授) ほか

対市内在住・在勤・在学で未就学児の子育て中の方 定各日 8人(申込順) 他保育あり (おおむね2歳以上。5人。要事前申込) 申11月2日から、電話または公民館貫井北分館窓口 ☎042-385-3401

成人学校子育て世代対象講座 シンプルライフを楽しもう

時12月5日(土) 午後2時～4時 所公民館東分館講 シンプルライフ研究家マキ 対市内在住・在勤・在学の子育て中の方 定20人(申込順) 他保育あり (2歳以上。5人。要事前

申11月4日から、電話または公民館東分館窓口 ☎042-384-4422

子ども体験講座 折り紙教室リースを折ろう

時11月29日(日) 午前10時～正午 所公民館緑分館講 山崎としみさん(手芸研究家) 対市内在住・在学の小中学生(小学校2年生以下は保護者同伴) 定20人(多数抽選) ¥300円申

ファミリー・サポート・センター

同センターは、育児の援助を受けたい方(依頼会員)と行いたい方(協力会員)の会員組織です。

協力会員講習会

相互援助活動に必要な知識について学びます。 時12月12日、令和3年1月9日、23日、2月13日、3月6日 いずれも土曜日 午前10時～午後3時 ※このほかの日程で保育実習があります。出席できる回からの参加も可能です 所保健センターほか 対援助活動に関心のある20歳以上の方 ¥1,500円(資料代) 申電話で同センターへ

◇共通◇ 同センター ☎042-320-1701 = 日曜・祝日を除く 午前9時～午後5時

11月は児童虐待防止推進月間

189 (いちはやく) 知らせて守る こどもの未来

(令和2年度「児童虐待防止推進月間」標語)

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としています。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【児童虐待とは】

児童虐待は、重大な人権侵害行為です。子どもが嫌いだから、憎いからというだけではなく、しつけや訓練などの親の思いや愛情から生まれた行為でも、子どもの心身を傷つける行為は虐待です。

【おかしい?と感じたら迷わず連絡】

皆さんの連絡が子どもたちのSOSをキャッチするきっかけになります。秘密は守られますので、心配な

こと、気になることがありましたらご連絡ください。

【通告・相談】

▷子ども家庭支援センター(相談窓口) = ☎042-321-3146 (月曜～土曜日 午前9時～午後5時)

▷東京都小平児童相談所(緊急時) = ☎042-467-3711 (月曜～金曜日 午前9時～午後5時45分)

▷児童相談所虐待対応ダイヤル(緊急時) = ☎189 (お近くの児童相談所につながります。つながらない場合は、☎0570-783-189へ)

▷小金井警察署(緊急時) = ☎042-381-0110



虐待には、4つのタイプがあります。これらは、単独で起こるわけではなく重複して現れることが多いです。

【身体的虐待】

- 叩く、殴る、蹴るなどの暴力
●タバコの火などを押し付ける
●逆さづりにする
●戸外にしめ出すなど

【心理的虐待】

- 無視、拒否的な態度
●罵声を浴びせる
●言葉によるおどし、脅迫
●兄弟間での極端な差別扱い
●夫婦喧嘩や配偶者への暴力など

【ネグレクト】

- (養育の放棄または怠慢)
●適切な衣食住の世話をせず放置する
●病気なのに医師にみせない
●乳幼児を家に残したまま外出する
●学校等に登校させないなど

【性的虐待】

- 子どもへの性交、性的暴行
●性器や性交を見せる
●ポルノグラフィーの被写体などにするなど